平成２６年（フ）第８２号
鹿児島県霧島市国分松木町13番16号　グリーンハイツたかなり105
債務者　柳元　秀平
1　決定年月日時　平成26年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２６年（フ）第１０２号
青森県弘前市大字城東３丁目14番地５　ハイツオートミ23号
債務者　笹村　隆一
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第１１３号
青森県弘前市大字賀田１丁目20番地２
債務者　柴田　佳苗
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第４２４号
千葉県柏市豊四季台３丁目１番３―104号
債務者　森田　朗弘
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第４４２号
千葉県鎌ケ谷市西佐津間１丁目11番14号
債務者　宮下　　昭
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第４５８号
千葉県松戸市仲井町３丁目111番地　マンション高橋301号
債務者　山本ちづ子
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第２０３号
北九州市八幡東区尾倉１丁目７番10号
債務者　京松紀美代
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１２６０号
名古屋市中村区名駅南１丁目11番２号　中駒名駅南マンション1102号
債務者　横井　久義
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１４９１号
名古屋市中区新栄３丁目31番10号　市営新栄荘４棟1019号
債務者　西田　幸生
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１４９２号
名古屋市中区新栄３丁目31番10号　市営新栄荘４棟1019号
債務者　西田美佐江
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３１３号
名古屋市守山区白山２丁目401番地　グリーングラス藤207号
債務者　谷川眞知子
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１８３号
広島県福山市多治米町１丁目６番７―303号コーポタカフタ
債務者　高蓋　基樹
1　決定年月日時　平成26年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第１８５号
広島県福山市木之庄町１丁目２番20号
債務者　児玉　久哉
1　決定年月日時　平成26年10月７日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第１９２号
広島県福山市加茂町字粟根645番地８
債務者　水草　國文
1　決定年月日時　平成26年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第１９６号
青森市大字筒井字八ツ橋510番地２　住宅型有料老人ホームエーデルの和
債務者　成田　政晴
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
青森地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止

平成２５年（フ）第１３８０号
福岡県太宰府市国分３丁目９番６号
破産者　株式会社タカラホーム
1　決定年月日　平成26年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１６１号
沖縄県浦添市西原５丁目28番12号Ａ―31
破産者　有限会社パーソナルオリエ
1　決定年月日　平成26年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部